

一般社団法人日本作業療法士協会

「認定作業療法士制度臨床実践報告書提出」に関する説明文書

2024年5月1日

一般社団法人日本作業療法士協会

会長 山本 伸一

教育部長 竹中佐江子

生涯教育課 高島紀美子

この説明文書は、作業療法サービス利用者（以下、対象者とします）と、サービスを提供した医療・保健・福祉関連施設等（以下、施設とします）に対して、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会とします）の実施する認定作業療法士制度において、協会会員である作業療法士が臨床実践報告書を本会に提出することについて、その趣旨を十分ご理解いただくことを目的に作成されたものです。

認定作業療法士制度臨床実践報告書提出に参加するかどうかは対象者（または代諾者^{注-1}）と、施設の施設長（または部門の責任者^{注-2}）の判断によって決めていただきます。決して参加への協力を強要するものではありません。対象者が未成年者の場合^{注-3}、対象者からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合（死亡例を含む）には、施設長（または部門の責任者）の許可を得たうえで、代諾者の方に同意をしていただきます。

注-1：代諾者になっていただく方々は以下の通りです。

1) 対象者が未成年の場合

親権者（複数の場合はそのどちらか）または未成年者後見人（対象者に親権者がいない場合）。

2) 対象者が成年であって、認知症や意識障害等によって有効なインフォームド・コンセントを得ることができないと客観的に判断される場合には、以下の順序で代諾者になっていただく。

任意後見人（但し任意後見監督人選任後であること）、後見人、保佐人等が定まっている場合はその順序。これらが定まっていない場合は、対象者の配偶者、成人の子、または父母、およびそれらに準ずると考えられる人の中から自薦にて就任していただく。

注-2：部門の責任者とは、『報告者が認定作業療法士制度臨床実践報告書提出に参加し、施設の保有する情報を提供することについて、施設長に代わって同意する立場にある当該施設・サービス提供部門の代表者』をいいます。

注-3：対象者が15歳以上の場合には、代諾者とともに対象者本人からの同意も必要になります。

目 次

1. 認定作業療法士制度の目的	3
2. 臨床実践報告書提出の方法	3
3. 提出された臨床実践報告書の使用範囲	4
4. 臨床実践報告書対象者としての参加と取りやめの自由について	4
5. 人権擁護と個人情報の保護について	4
6. 臨床実践報告書を提出する作業療法士の氏名と連絡先	5

1. 認定作業療法士制度の目的

一般社団法人日本作業療法士協会認定作業療法士制度は、作業療法士の質の向上、作業療法に関する水準の維持・向上及び作業療法士の専門性と社会的地位の一層の確立を図るため、本会が一定の基準を設けて作業療法士の養成・審査・認定を行い、もって国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的としています。

一般社団法人日本作業療法士協会認定作業療法士（以下、認定作業療法士とします）とは、作業療法の臨床実践、教育、研究及び管理運営に関する一定水準以上の能力を有する作業療法士を本会が認定した者をいいます。

このうち、一定水準以上の作業療法の臨床実践を示す方法は以下の（1）～（6）があります。その一つとして、（5）臨床実践報告書（5事例）の提出があります。

臨床能力実績の具体的な方法は以下の通りである。

- （1）本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が3例あること。
 - （2）本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が2例あり、別表2②*に定める範囲での報告が1例あること。
 - （3）本会事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が1例あり、別表2②*に定める範囲での報告が2例あること。
 - （4）2例までを別表2②*に定める範囲で報告し、臨床実践能力試験に合格すること。
 - （5）2例までを別表2②*に定める範囲で報告し、臨床実践報告書を使用し、認定作業療法士の指導を受け、5事例をまとめること。
 - （6）2例までを別表2②*に定める範囲で報告し、他団体・学会等の認定資格の内、認定に事例報告が要件となっている資格を1つ以上取得していること。
- *認定作業療法士の申請および更新に関する手引き等解説書 2023年9月版 P5-6 参照

2. 臨床実践報告書提出の方法

以下は、本会が認定申請をする作業療法士に指示する臨床実践報告書の提出方法です。

記

本会ホームページ生涯教育より臨床実践報告書をダウンロードして用いてください。臨床実践報告書作成の際は、以下に示す臨床実践報告書（見本1・2・3）を参考に、開始時所見350字以上、経過350字以上、結果150字以上、考察250字以上で、最大2頁以内（本文中の文字サイズは10.5ポイント、書体はMS明朝としてください。句読点は、全角のカンマ（,）とピリオド（.）を使用してください。－英数字は半角としてください。半角、全角共に1文字とカウントしてください。）で作成してください。

また、作成の際には本会ホームページ『教育部資格認定リスト』を参照の上、認定作業療法士に依頼し指導を受けて下さい。なお、指導を受けた認定作業療法士から必ず臨床実践報告書に署名と捺印を貰ってください。

- ・同時に提出する誓約書は、本会ホームページよりダウンロードし必要事項を記入してください。
- ・認定作業療法士の申請の際には、臨床実践報告書（5事例）の原本、同意書と誓約書を添付してください。
- ・基礎研修修了後に作成したものが有効となります。
- ・既に学会等で報告された事例内容の重複、転用、流用は認められません。

臨床実践報告書（見本1）

臨床実践報告書（見本2）

臨床実践報告書（見本3）

3. 提出された臨床実践報告書の使用範囲

提出された臨床実践報告書は、「認定作業療法士」の認定のためにのみ使用し、公表や二次使用は行いません。

4. 臨床実践報告書対象者としての参加と取りやめの自由について

臨床実践報告書対象者としての参加をするかどうかは、対象者（または代諾者）と施設の施設長（または部門の責任者）の判断によって決めていただきます。参加を断ることで対象者または施設が不利益をうけることはありません。また、一旦参加に同意した後も、これを取りやめることができます。その場合は、下記の事例報告者（作業療法士）に申し出てください。

5. 人権擁護と個人情報の保護について

本会は対象者の人権擁護と個人情報の保護について最善の注意を払います。提出される「臨床実践報告書」は年齢と性別記載だけで姓名や住所連絡先などの記載をせず匿名化をはかり、本文記載も対象者を識別できないように記載します。

また、提出された「臨床実践報告書」と登録者から送られた同意書、ならびに誓約書については、一般社団法人日本作業療法士協会個人情報保護規定（第8条）の定める統括個人情報管理者が責任をもって管理・保管し、システムへの不正アクセス、情報の改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等の防止を徹底致します。

一般社団法人日本作業療法士協会 統括個人情報管理者

東 祐二

（一般社団法人日本作業療法士協会事務局長）

事務局：〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸ビル 7階

一般社団法人日本作業療法士協会事務局

TEL：03-5826-7871 FAX：03-5826-7872

臨床実践報告の運用については、一般社団法人日本作業療法士協会個人情報保護規定（平成18年）の他、次の法律、ガイドライン、倫理指針等に準拠し、対象者の人権擁護と個人情報の保護を保障します。

- 1) 個人情報保護法（平成17年4月）
- 2) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省、平成22年9月17日改正）
- 3) 作業療法ガイドライン・作業療法士業務指針・倫理綱領（平成15年8月31日(社)日本作業療法士協会）
- 4) 臨床研究に関する倫理指針（平成15年7月30日厚生労働省告示第225号、平成20年7月31日全部改正）
- 5) 疫学研究に関する倫理指針（平成14年6月17日文部科学省・厚生労働省告示第2号、平成19年8月16日全部改正）
- 6) 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成14年3月27日文部科学省・厚生労働省告示第1号、平成26年11月25日一部改正）
- 7) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月29日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、平成20年12月1日一部改正）
- 8) 遺伝医学と遺伝サービスにおける倫理的諸問題に関して提案された国際的ガイドライン（Report of a WHO Meeting on Ethical Issues in Medical Genetics. Geneva, 15-16 December 1997）

6. 臨床実践報告書を提出する作業療法士の氏名と連絡先

(*このページは対象者また代諾者にお渡してください)

認定作業療法士制度臨床実践報告書に関する問い合わせや、協力を取りやめたい場合は、以下の臨床実践報告者にご連絡下さい。

臨床実践報告者（作業療法士）

氏 名 : _____

連絡先 : _____

TEL _____

FAX _____